

事業種別	対象事業	対象発注工事規模	備考
道路 (災害事業含む)	一般道路事業	3億円以上 (道路整備(改良、改築、維持含む)、交通安全対策工事、橋梁事業)	
	農道整備事業	1億円以上	
	林道整備事業	8千万円以上	
河川・ダム・砂防 (災害事業含む)	河川事業	1億円以上	
	ダム事業	2億円以上	
	砂防関係事業	6千万円以上	急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業は除く
治山 (災害事業含む)	治山事業	8千万円以上	
公園・緑地 (災害事業含む)	都市公園事業	2億円以上	
	上記以外の公園事業	5千万円以上	
下水道	流域下水道事業	2億円以上	
廃棄物処理施設	全事業	全事業	
住宅団地・建築物	県営住宅団地建設 (公社事業含む) 建築物建設工事	1億円以上 (電気設備工事など建築に必要な工事の総額)	
農業地域	用排水施設整備事業	5千万円以上	(対象除外事業) 基幹水利ストックマネジメント事業
	ほ場整備事業	8千万円以上	
工業団地	工業団地造成事業	全事業	
埋立・海岸・港湾 ・漁港 (災害事業含む)	港湾建設事業	2億円以上	(以下対象除外工事) ①水域施設のみ(航路、泊地浚渫など)のみ ②外郭施設でケーソンやブロックの制作のみ ③埋立工事の土砂運搬のみ
	漁港整備事業		
	海岸整備事業		
上記以外	上記以外の事業	3億円以上	

※ 主たる事業に付随する事業で、「事業種別」欄に該当する場合は、当該事業の「対象発注工事規模」欄を参照し、本システムの対象に該当するか判断する。(例えば、港湾事業における臨港道路の整備は、「道路」欄を参考とし、発注工事金額が3億円以上であれば本システムの対象となる。)